

レンタル・販売等利用規約

本規約（以下「本規約」といいます。）には、株式会社イクシス（以下「当社」といいます。）が提供する製品の販売等に関し、契約者（第2条に定義）に遵守していただく事項及び当社と契約者との間の権利義務関係を定めています。契約者は、本規約に同意の上で商品を注文又は利用するものとします。

第1条 適用

1. 本規約は、当社と契約者との間で行われる個別契約（第2条に定義）に適用されます。
2. 本規約と見積書、注文書、注文請書その他の個別契約の内容が異なる場合には、個別契約の内容が優先して適用されるものとします。

第2条 定義

本規約において使用する用語は、それぞれ次に定める意味を有するものとします。

1. 「商品」とは、当社が販売、レンタルその他の方法により提供するハードウェア、機器、装置、部品、周辺機器、ソフトウェアその他の製品（当社が第三者から賃借している製品を契約者に対してレンタルする場合を含みます。）をいいます。
2. 「ソフトウェア」とは、商品として販売又は提供されるプログラム、ライセンス、サブスクリプションその他の利用権をいいます。
3. 「メーカー等」とは、商品の製造者、開発者、供給者、ソフトウェア提供者その他正当な権利を有する者をいい、当社が商品の製造者又は開発者である場合には当社を含むものとします。
4. 「契約者」とは、本規約に同意し、当社との間で個別契約を締結した法人又は個人をいいます。
5. 「見積書」とは、商品の名称、仕様、数量、価格、納期、提供期間その他の条件を記載した当社発行の見積書をいいます。
6. 「個別契約」とは、本規約並びに見積書、注文書、注文請書その他当社及び契約者が合意した個別条件に基づき、当社と契約者との間で成立する商品の売買、レンタルその他の取引に関する契約をいいます。

第3条 個別契約の成立

1. 契約者が、本規約を参照する旨が記載された見積書に署名若しくは押印すること、注文書を提出すること、電子メール等により発注の意思を表示すること、その他当社が認める方法により商品を発注した場合、契約者は本規約に同意したものとします。
2. 個別契約は、当社が前項の発注を承諾した時点で成立するものとします。

3. 個別契約の内容は、本規約並びに見積書、注文書、注文請書その他当社及び契約者が合意した書面又は電磁的記録により構成されるものとします。

第4条 商品の内容

1. 商品の名称、仕様、数量、価格、納期、提供期間その他の条件は、見積書その他の個別契約に定めるとおりとします。
2. 当社は、メーカー等による仕様変更、製造中止、供給停止その他やむを得ない事情がある場合、契約者と協議の上、同等品への変更、納期の変更その他必要な措置を講ずることができます。

第5条 商品の引渡し

1. 当社は、個別契約に定める期日、場所及び方法により商品を引き渡します。
2. 商品の発送方法、運送会社及び引渡方法について個別契約に定めがない場合、当社が合理的に選定できるものとします。
3. メーカー等の製造若しくは出荷の遅延、部品若しくは原材料の不足、輸送障害、法令等に基づく制限、天災地変その他当社の合理的な管理を超える事由により納期に遅延が生じる場合、当社は契約者に通知の上、納期を変更することができます。
4. 前項の事由が当社の責めに帰すべき事由によらない場合、当社は、納期の遅延により契約者に生じた損害について責任を負わないものとします。

第6条 検収

1. 契約者は、商品の引渡しを受けた日から3営業日以内に、商品の種類、数量、仕様及び外観その他個別契約の内容との適合性を確認し、その結果を書面又は電子メールにより当社に通知するものとします。
2. 契約者は、商品の不足、誤納入、明らかな破損その他個別契約の内容との不一致（以下「不適合」といいます。）を発見した場合、前項の期間内に、その具体的な内容を記載した書面又は電子メールにより当社に通知するものとします。
3. 当社は、前項の通知を受けた場合、その内容を確認し、当社の責めに帰すべき事由による不適合が認められたときは、合理的な期間内に、交換、追完その他当社が適切と判断する方法により対応するものとします。
4. ①契約者が第1項の期間内に第2項の通知をしなかった場合、②契約者が合理的な理由なく第2項の通知をし、その合理的な説明がなされないまま第1項の期間を満了した場合又は③契約者が商品を検査目的以外に使用した場合には、商品は個別契約の内容に適合したものとして、検収が完了したものとみなします。
5. 商品の品質、性能又は機能に関する保証については、第11条の定めによるものとします。

第7条 料金及び支払方法

1. 契約者は、商品の売買代金、レンタル料金その他個別契約に定める料金及びこれに対する消費税等を、当社が指定する期日及び方法により支払うものとします。
2. 振込手数料その他支払に要する費用は、契約者の負担とします。
3. 契約者が支払期限までに料金を支払わない場合、当社は、契約者に通知の上、商品の引渡し、利用許諾、レンタルの提供又は追加取引を停止することができます。
4. 個別契約が解除その他の事由により終了した場合であっても、当社の責めに帰すべき事由による場合を除き、当社は受領済みの料金を返還せず、契約者は既に発生した料金の支払義務を免れないものとします。

第8条 所有権

1. 売買の対象となる商品の所有権は、個別契約において別途定める場合を除き、当該商品の売買代金その他契約者が当社に対して負担する一切の債務を完済した時点で契約者に移転するものとします。
2. レンタルその他所有権を移転しない取引については、前項は適用されず、商品の所有権は当社又は正当な権利者に留保されるものとします。
3. 契約者は、前項の商品について、当社又は正当な権利者の事前の書面による承諾なく、譲渡、転貸、担保設定、分解、解析、逆アセンブル、リバースエンジニアリング、改造その他所有権又は当社若しくは正当な権利者の権利利益を侵害するおそれのある行為をしてはなりません。

第9条 危険負担及び商品の管理

1. 商品の引渡し後に生じた商品の滅失、毀損、盗難その他一切の危険は、当社の責めに帰すべき事由による場合を除き、契約者の負担とします。
2. レンタルその他所有権を移転しない商品（以下「レンタル商品」といいます。）について、契約者は、善良な管理者の注意をもって商品を使用及び管理するものとします。
3. 契約者の責めに帰すべき事由により、レンタル商品に破損、水没、滅失若しくは盗難その他の損害が生じた場合、契約者は、自らの責任及び費用においてこれに対応し、当社に対し、修理費用、再調達費用その他当社に生じた損害を賠償するものとします。

第10条 ソフトウェア

1. 商品にソフトウェアが含まれる場合、又はソフトウェア若しくはその利用権が商品として提供される場合、当該ソフトウェアについては、ソフトウェア提供者が定める利用規約、使用許諾条件、ライセンス条項その他の条件が適用されます。

2. 前項の条件と本規約が抵触するときは、当該ソフトウェアに関する事項について、前項の条件が優先して適用されるものとします。
3. 契約者は、ソフトウェア提供者が認める場合を除き、ソフトウェアの複製、改変、解析、逆アセンブル、逆コンパイル、リバースエンジニアリング、第三者への譲渡若しくは再許諾その他使用許諾条件に反する行為をしてはなりません。
4. ソフトウェアの利用期間、利用者数、端末数、更新、仕様変更、提供終了その他の条件は、個別契約及びソフトウェア提供者が定める条件によるものとします。

第 11 条 保証

1. 商品にメーカー等による保証が付されている場合、当該商品の保証条件、保証期間、修理、交換その他の保証対応は、メーカー等が定める保証規定、使用許諾条件その他の条件に従うものとします。
2. 当社が製造又は開発した商品に係る保証条件は、当該商品の保証書、仕様書、取扱説明書、見積書その他当社が別途提示する条件によるものとします。
3. 当社は、前二項に明示されたメーカー等による保証の範囲を超えて、商品の品質、性能、機能、耐久性、完全性、正確性、特定目的への適合性、第三者の製品若しくはシステムとの互換性又は継続的な利用可能性について、独自の保証を行うものではありません。
4. 契約者は、メーカー等による保証を受けるために必要な保証書、製造番号、ライセンス情報その他の情報を、自己の責任において管理するものとします。
5. メーカー等による保証対応について、当社は、合理的な範囲で契約者とメーカー等との連絡又は手続を支援することがあります。ただし、当社は、修理、交換、返金その他の保証対応が実施されること又はその時期及び内容を保証するものではありません。
6. 契約者又は第三者による不適切な使用、管理、保管、設置、移設、改造若しくは修理、取扱説明書等に反する使用、天災地変その他メーカー等が保証対象外と定める事由に該当する場合、保証の対象外となることがあります。

第 12 条 レンタル商品の返還

1. 契約者は、レンタル商品について、個別契約に定める期間の終了時又は個別契約が解除その他の事由により終了したときは、当社が指定する期日、場所及び方法により返還するものとします。
2. 商品の返還に要する費用は、個別契約に別段の定めがある場合を除き、契約者の負担とします。
3. 返還期限までにレンタル商品の返還がない場合、当該レンタル商品のレンタル期間は、返還期限の翌日から1か月間自動的に延長されるものとし、当該延長期間の満了日までに返還されない場合も、その後返還が完了するまで、同様に1か月ごとに自動的に延長されるものとします。契約者は、各延長期間について当社が定める延長料金その他当社に生じた合理的な費用を支払うものとします。

4. 契約者は、通常の使用による損耗を除き、商品を引渡し時の状態に回復して返還するものとします。

第 13 条 秘密保持

1. 本規約において「秘密情報」とは、個別契約又は商品に関連して、一方の当事者が相手方から書面、電磁的記録、口頭その他の方法により開示を受け、又は知り得た技術上、営業上、業務上、財務上その他一切の情報をいいます。
2. 次の各号のいずれかに該当する情報は、秘密情報に含まれないものとします。
 - (1) 開示を受けた時点で既に公知であった情報
 - (2) 開示を受けた後、自己の責めに帰すべき事由によらず公知となった情報
 - (3) 開示を受けた時点で既に適法に保有していた情報
 - (4) 正当な権限を有する第三者から秘密保持義務を負うことなく適法に取得した情報
 - (5) 秘密情報によることなく独自に開発又は取得した情報
 - (6) 開示した当事者が秘密情報として取り扱う必要がない旨を書面又は電磁的記録により確認した情報
3. 当社及び契約者は、秘密情報を個別契約の履行の目的にのみ使用し、相手方の事前の書面による承諾なく、第三者に開示又は漏洩してはなりません。
4. 前項にかかわらず、当社及び契約者は、個別契約の履行に必要な範囲で、自己の役員、従業員、弁護士、公認会計士、税理士その他法令上又は契約上の秘密保持義務を負う専門家、メーカー等及び委託先に秘密情報を開示することができます。
5. 法令又は裁判所、行政機関その他権限を有する公的機関からの命令、要求又は要請に基づき秘密情報の開示が必要となる場合、当該当事者は、法令上許される範囲で、あらかじめ相手方にその旨を通知するものとします。
6. 本条に定める義務は、個別契約終了後 3 年間存続するものとします。

第 14 条 反社会的勢力の排除

1. 当社及び契約者は、自己並びに自己の役員及び経営に実質的に関与する者が、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から 5 年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団その他これらに準ずる者（以下「反社会的勢力」といいます。）に該当しないことを表明し、将来にわたっても該当しないことを確約します。
2. 当社及び契約者は、自ら又は第三者を利用して、次の各号に該当する行為を行わないことを確約します。
 - (1) 暴力的な要求行為
 - (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為

- (3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
 - (4) 風説を流布し、偽計若しくは威力を用いて相手方の信用を毀損し、又は相手方の業務を妨害する行為
 - (5) その他前各号に準ずる行為
3. 当社又は契約者は、相手方が前二項のいずれかに違反した場合、何らの催告を要することなく、個別契約の全部又は一部を解除することができます。
 4. 前項に基づき個別契約を解除した当事者は、当該解除により相手方に生じた損害について、賠償する責任を負わないものとします。

第 15 条 注文の変更及び取消し

1. 個別契約の成立後、契約者は、当社の事前の書面による承諾なく、注文内容の変更又は取消しをすることができません。
2. 当社が注文内容の変更又は取消しを承諾した場合、契約者は、メーカー等への発注済み費用、取送料、運送費、加工費その他当社に生じた合理的な費用を支払うものとします。

第 16 条 解除等

1. 当社又は契約者は、相手方が本規約又は個別契約に違反し、相当の期間を定めてその是正を求めたにもかかわらず、当該期間内に是正されない場合、個別契約の全部又は一部を解除することができます。
2. 当社又は契約者は、相手方に次の各号のいずれかの事由が生じた場合、何らの催告を要することなく、直ちに個別契約の全部又は一部を解除することができます。
 - (1) 支払停止又は支払不能となった場合
 - (2) 手形又は小切手が不渡りとなった場合
 - (3) 差押え、仮差押え、仮処分、競売その他の強制執行又は滞納処分を受けた場合
 - (4) 破産手続、民事再生手続、会社更生手続、特別清算その他これらに類する手続の申立てがあった場合
 - (5) 解散、清算開始又は事業の全部若しくは重要な一部の譲渡を決議した場合
 - (6) 監督官庁から営業停止、許認可の取消しその他これらに類する処分を受けた場合
 - (7) 資産又は信用状態が著しく悪化し個別契約上の債務の履行が困難となるおそれがある場合
 - (8) 第 14 条に違反した場合
 - (9) その他個別契約を継続し難い重大な事由が生じた場合
3. 前二項に基づき個別契約が解除された場合、解除された当事者は、相手方に対して負担する一切の債務について当然に期限の利益を失い、直ちにこれを履行するものとします。

第 17 条 損害賠償

1. 当社又は契約者は、本規約又は個別契約に違反し、相手方に損害を与えた場合、自己の責めに帰すべき事由により生じた直接かつ通常の損害を賠償する責任を負うものとします。
2. 当社が契約者に対して負う損害賠償責任の総額は、債務不履行、不法行為、契約不適合その他請求原因のいかんを問わず、当該損害の原因となった個別契約に定める契約金額を上限とします。
3. 当社は、逸失利益、事業機会の喪失、間接損害、特別損害、結果損害及び予見の有無を問わず特別の事情から生じた損害について、賠償責任を負わないものとします。

第 18 条 本規約の変更

1. 当社は、次の各号のいずれかに該当する場合、法令に従い、本規約を変更することができるものとします。
 - (1) 変更が契約者の一般の利益に適合する場合
 - (2) 変更が個別契約の目的に反せず、かつ、変更の必要性、変更後の内容の相当性その他の事情に照らして合理的な場合
2. 当社は、本規約を変更する場合、変更後の本規約の内容及び効力発生日を、当社ウェブサイトへの掲載その他当社が適切と判断する方法により、あらかじめ契約者に周知します。
3. 変更後の本規約は、前項の効力発生日から適用されるものとします。

第 19 条 権利義務の譲渡等

1. 契約者は、当社の事前の書面による承諾なく、個別契約上の地位又は本規約若しくは個別契約に基づく権利若しくは義務を、第三者に譲渡し、移転し、担保に供し、その他の処分をしてはなりません。
2. 当社は、本規約に係る事業を第三者に譲渡した場合、当該事業譲渡に伴い、個別契約上の地位、本規約及び個別契約に基づく権利及び義務並びに契約者に関する情報を当該事業の譲受人に承継させることができるものとし、契約者は、あらかじめこれに同意するものとします。

第 20 条 一般条項

1. 本規約及び個別契約は、これらに含まれる事項に関する当社と契約者との間の完全な合意を構成し、口頭又は書面を問わず、これらの事項に関する事前の合意、表明及び了解に優先します。
2. 本規約又は個別契約のいずれかの条項又はその一部が法令等により無効又は執行不能と判断された場合であっても、その他の条項及び当該条項の残りの部分は、引き続き完全な効力を有するものとします。
3. 第 7 条、第 8 条、第 9 条、第 10 条、第 11 条、第 12 条、第 13 条、第 14 条第 4 項、第 15 条第 2 項、第 16 条第 3 項、第 17 条、第 19 条並びに本条の規定は、個別契約終了後も有効に存続する

ものとしします。ただし、第 13 条については、個別契約終了後 3 年間に限り存続するものとしします。

4. 本規約及び個別契約の準拠法は、日本法としします。
5. 本規約又は個別契約に関して紛争が生じた場合、被告の本店所在地を管轄する地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所としします。
6. 本規約又は個別契約に定めのない事項又はその解釈について疑義が生じた場合、当社及び契約者は、信義誠実の原則に従い、協議の上解決を図るものとしします。

【2026 年 10 月 1 日制定】